

巻頭言

1 原子力立地地域の想い

越善靖夫

時論

2 この国の原子力の現場にて

全国の原子力立地点には、日本の原子力を支える「無形のインフラ」がある。

佐々木雅人

4 IAEA 総合規制評価サービス (IRRS) ミッション勧告から見た規制機関の在り方

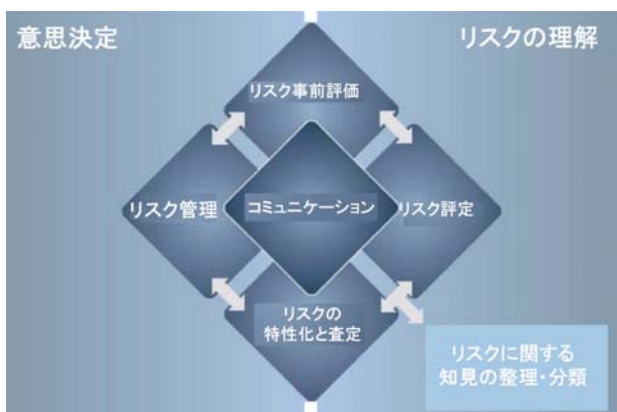
杉山憲一郎

講演

29 リスクガバナンスと原子力リスク管理

国際リスクガバナンス協議会 (IRGC) の報告書を参照しつつ「リスクガバナンスの枠組み」, 「適切なリスク管理」について理解を深める。

山口 彰



リスクガバナンスの枠組み (IRGC)

特集 原発と司法—原子力界は何をなすべきか

原発をめぐる司法判断が分かれはじめている。なぜ判断が分かれるのか。判断が食い違った場合、どう調整していくのか。原子力界は何をすべきか。法律及び科学技術論の専門家に話をうかがった。

12 原発の安全性や日本の状況をていねいに説明する

升田 純



15 科学技術と社会との関係構築について原子力界の見識が問われている

寿楽浩太



18 原発の運転差し止めをめぐる最近の仮処分決定のあらまし

講演

25 AESJ 標準委員会「リスク情報活用のための実施基準改定構想」

標準委員会では、検査制度見直しをはじめとする実務適用を目指したリスク情報活用意思決定の標準策定を進めている。

成宮祥介

報告

34 リスク情報の活用と継続的改善に関わる原子力安全部会における最近の活動

事業者の継続的安全性向上とリスク情報活用においては、自らが取り組むべき問題を自発的かつ具体的に示すことがその活動の前提となる。本稿では、その指針となる安全目標も含め、その現状と課題に関する原子力安全部会における議論を紹介する。

糸井達哉, 村上健太, 大貫 晃

解説

19 福島第一原子力発電所事故海外報告書の総括—教訓と提言を中心に

福島発電所事故に関する日米科学アカデミーと IAEA と OECD/NEA による事故調査報告書の教訓と提言を総括する。内容は事故の要因、安全対策と緊急時への備え、緊急時サイト外対応、放射線の影響、事故後の復旧及び国際的課題である。

成合英樹

報告

39 原発事故に関する情報を住民がどの様に理解し、行動したのか—福島在住者および自主避難者へのグループインタビューで分かったこと

福島原発事故後、原発の近くに住む人たちはさまざまな情報に翻弄された。事故直後に情報をどう理解し、どう行動したか。福島市在住の人と関西に自主避難した人にグループインタビューを行った。

藤長愛一郎, 村山留美子, 岸川洋紀

YGN 報告

43 勉強会報告: 「もんじゅを見つめ直す」

第1回若手勉強会では、もんじゅをめくり技術・政策・ガバナンスの観点から本音の議論を行った。

菅原慎悦

ジャーナリストの視点

48 対話は「わかりあえない」ことから

長谷川聖治

6 NEWS

- 次年度政府予算, 閣議決定
- 政府, 「もんじゅ」廃炉を決定
- 「高速炉開発の方針」案がまとまる
- CO₂ 排出量が震災前の水準に
- 第1回廃炉創造ロボコン
- 海外ニュース

会議報告

45 科学と技術のための核データ国際会議 ND2016

国枝 賢, 千葉 豪

46 核燃料国際会議 TOP FUEL 2016

垣内一雄, 松永純治

理事会だより

49 理事会で議論されていること

榎田洋一

- 47 From Editors
- 50 会告 平成 29・30 年度代議員選挙について
- 52 会報 原子力関係会議案内, 英文論文誌 (Vol.54, No.2) 目次, 主要会務, 編集後記, 編集関係者一覧

学会誌に関するご意見・ご要望は、学会誌ホームページの「目安箱」(<https://ssl.aesj.net/publish/meyasubako>)にお寄せください。

学会誌ホームページはこちら
<http://www.aesj.net/publish/atomos>

原子力立地地域の想い

巻頭言



東通村長

越善 靖夫（えちぜん・やすお）

東通村企画課長，助役を経て平成9年から現職(5期目)。

東通村は、本州の東北端に位置し、東北電力2基、東京電力2基、計4基の原子力発電所が計画され、そのうち、東北電力1号機は平成17年12月に営業運転を開始し、東京電力1号機は平成23年1月に本体工事に着工しています。また、周辺には、六ヶ所村の原子燃料サイクル施設、大間町のフルMOX燃料の原子力発電所、むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設が立地しており、我が国の原子力を担う地域となっています。

東通原子力発電所は、雇用の場の確保と村民生活の向上を目指し、昭和40年に東通村議会が誘致を決議し、半世紀にわたり、当村から電力消費地にエネルギーを供給するという責任と自負を持ち、行政、議会、村民が一体となり、国や事業者との信頼関係を築きながら、安全性の確保を大前提とし、一貫して、国策である原子力の推進に協力してきました。特に、用地買収、漁業補償、追加の漁業補償などについては、全面的に協力し、村を二分するような状況を経て、全ての課題を解決し、今日に至っています。

また、東北電力及び東京電力による両1号機については、長い年月をかけ、事業者はもちろん、幅広い専門家により、様々な調査や審議が行われ、膨大なデータに基づく国の厳格な安全審査を受け、原子炉設置の許可がなされています。

しかし、福島第一原子力発電所事故から約6年を経過するものの、東北電力1号機は平成26年6月に原子力規制委員会に対して新規制基準適合性審査の申請を行い、再稼働の時期は平成29年4月以降とし、現在審査が進められているところですが、非常に危機感を持っております。また、東京電力1号機は、福島第一原子力発電所の事故への対応を最優先するためとし、一部の作業を除き、本格工事の開始を見合わせております。

このような状況は、当村の行財政はもとより、地域経済への影響が顕著に現れていることから非常に懸念しており、特にコンビニ・ガソリンスタンド・旅館・食堂・タクシー・リース会社等々が非常に疲弊しており、事業の縮小や倒産した企業も少なくありません。

現在の原子力政策は、今後の具体的な見通しの提示もなく、そして、立地地域への配慮もないように感じられ、このような状況は、これまで長年にわたり、エネルギー政策、特に原子力政策に全面的に協力してきた立地地域を蔑ろにしているものであると感じています。

国策である原子力政策の推進は、国・立地地域・事業者の信頼関係が必要不可欠であり、現在の状況は、長い年月をかけ構築してきた原子力政策推進の根幹となる信頼関係が失われ、さらには、地域住民の原子力に対する不信感が生じることを最も懸念しています。

私としては、資源小国である日本において、エネルギーの安全保障、地球環境問題等の課題を解決しつつ、現在の日本経済や生活を維持していくために、再生可能エネルギーや省エネルギーの積極的な推進はもちろん、現時点においても、原子力発電の必要性や重要性は変化するものではないと認識しています。

一方、我が国のエネルギー政策については、エネルギー基本計画を決定し、電源構成、いわゆるエネルギーミックスが示されたものの、原子力発電所の新增設など、電源構成を達成するための具体的な方策が示されていません。

また、我が国は、国連気候変動枠組条約第21回締結国会議において採択されたパリ協定に批准したところであり、温室効果ガスについて、2030年度に2013年度比26%削減とする目標を達成する必要があります。

国においては、立地地域の現状を十分に踏まえつつ、冷静に議論を深め、日本のエネルギーの方向性について早期に明確化することを望みます。

(2016年12月15日記)



この国の原子力の現場にて



佐々木 雅人 (ささき・まさと)

資源エネルギー庁電力・ガス事業部
原子力発電立地対策・広報室長
東京大学法学部卒，通産省入省。
岡田克也副総理秘書官，通商政策局通商政策
課政策企画官，資源エネ庁総合政策課戦略企
画室長などを経て2014年7月から現職。

2年半前に着任してから、鹿児島・川内、福井・高浜、愛媛・伊方と、再稼働の現場近くにあった。また、今現在は稼働の見通しが立っている訳ではない、原子力関連施設の立地地域にも足しげく通った。霞が関よりも、全国の原子力の現場にいる時間の方が長いくらいだった。原子力が日々の生活の一部となっている多くの方々にお会いした。立地自治体のみならず、周辺地域の方々とも触れ合う機会をいただき、生の息遣いを感じた。また、全国各地でエネルギー政策に関する説明会を開催し、立地地域以外で、エネルギー政策・原子力政策に関心を持つ方々の生の反応にも触れてきた。

鹿児島県川内原発が平成27年8月に稼働し、続いて、福井県高浜原発(現在は、大津地裁決定により停止中)・愛媛県伊方原発も稼働した。日本の国に、稼働する原子力発電所が戻ってきた。その転換点に立ちあう機会をいただき、全国の原子力の現場で思いを巡らせる機会をいただいた。この機会に、たどり着いた思いの一部を語らせていただきたい。

政府が直接語りかけることの重要性

平成26年4月、福島での事故発生後初めて、政府は、エネルギー基本計画を改訂し、今後の原子力政策の進む方向を明らかにした。安全性の確認された原子力発電所は再稼働させる、核燃料サイクルの確立を目指すという政策は維持する、等々。政府はその基本方針を今でも堅持している。ブレてはいない。しかし、必ずしも、立地地域の方々も含め、国民の皆様にもそう認識していただいている訳ではなかった。

平成28年11月、青森県むつ市で開かれたフォーラムに参加する機会を得た。「もんじゅ」の議論が新聞やテレビで様々報道され、政府は、高速炉開発の進め方、もんじゅの扱いについての議論を深めている頃だった。政府は、核燃料サイクル政策の基本、「全量再処理」や「核燃料サイクルの維持」といった方針は揺らいでいないと明言していた。しかし、参加されていた方々は政府の方針が揺らいでいるのではないかと感じられていたようだった。改めて、自らの言葉で「政府はブレていない」という

説明をさせていただいた。フォーラムが終わった後、参加者の表情が変わっていたように見えた。

政府は、安全性の確認された原子力発電所の再稼働にあたり、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」との方針を明らかにし、再稼働を控えた立地自治体及びその周辺自治体の方々に、政府の考え方を話す機会を設けた。それは、住民説明会やフォーラムのように大勢の方々に向かってお話しする場合もあれば、少人数で車座のようになってお話しするケースもある。もちろん、参加者の方々は、様々なお考えをお持ちであり、必ずしも政府のスタンスを受け入れていない方もいる。鹿児島県内・愛媛県内・京都府内での住民説明会ではヤジも浴びた。しかし、多くの参加者の方々には、真剣にこちら側の説明を聞いていただいた。巷には様々な情報があふれ、マスコミの報道やインターネットなどからも、いくらでも情報をとれるのに、である。参加者の方々は、政府からの直接の説明を待っておられたのではないのか。

また、立地道県以外も含め、全国津々浦々で、エネルギーのベストミックスや、その中で原子力も一定の役割を果たすことが必要である旨を説明して回った。全国各都道府県を回り切った。どこでも政府からの説明を真剣に聞いていただいた。確かに、反応は立地地域の方々よりも薄いケースもある。しかし、真剣に話を聞いていただけたことに変わりはない。説明途中で退席するような参加者の方はいない。説明終了後に歩み寄ってこられて、原子力に対するご自身の思いを語られることもあった。ここにも、政府からの直接の説明を待っておられた方がいると知った。

エネルギー政策は国策と言われる。しかも、東京電力福島第一原子力発電所での事故を経験し、その行く末を考える上では国民的議論が不可避の原子力政策である。だからこそ、政府は政策を世の中に打ち出すだけでは足りない。政府の政策担当者自身が、自らの言葉で、地域の住民の方々、広く国民の皆様にも、真摯に、直接、語りかけることが必要なのだと強く感じた。

『無形のインフラ』

日本の原子力政策は、原子力関連施設を、それぞれの施設が立地する地域の方々に受け入れていただいて、初めて政策が政策として意味を為す。いわば『仏像に魂が込められる』ことになる。各地域の方々に受け入れていただかなければ、日本の原子力政策は、単なる『絵に描いた餅』でしかない。

日常生活で常に原子力を意識せざるを得なくなることで、それはどこでも起こることではなく、黙っていてもたらされる環境でもない。それぞれの地域には、原子力関連施設の誘致から始まり、既に40年・50年の歳月、場合によっては更に長い歳月が流れている。原子力関連施設立地地域の方々は、誘致を決めることから始まる、長い歳月の中で、それぞれに思いを持ちつつ、日々原子力を意識し、学び、さらに、学んだことや、経験したことを皆様の中に蓄積されている。

この立地地域に蓄積している『思いや経験・知見』は、それぞれ地域によって中身は違うのだろうと思う。しかし、中身は違っても、それぞれの地域に蓄積している『思いや知見・経験』こそが、地域の方々の、この国に原子力が必要だという理解の基礎を為し、政府が進める原子力政策に対する支援の源泉になっているのだろう。

『思いや知見・経験』の蓄積があるからこそ原子力が日々の生活の中で『そこにあるもの』と言えるくらいに、それぞれの地域の皆様に『溶け込んでいる』ように見えるのだろう。こんなことは、全国どこにでも見られるものではない。また、『溶け込んでいる』からこそ、そこに原子力関連施設があることを受け入れていただけるし、ともに生きていっていただけるのだろう。やはり、この立地地域の方々それぞれに蓄積されている思いや経験・知見こそが、日本の原子力を支える『無形のインフラ』なのではないか。

この『無形のインフラ』は、先人達から綿々と受け継がれてきた、地域の伝統とも言えるものである。しかし、それは決して、自然と、なんとなくそこに根付いた、築かれたものではない。先人達から今に至る、それぞれの地域のことを考え、地域の将来を意識して、強い意志

を持って様々な困難を乗り越える歴史を紡いだ努力の結果として、初めて築かれたものであろう。

『50年』という歳月の長さはなかなか想像ができない。先にもふれた、平成28年11月の青森県むつ市で開かれたフォーラムに出席した際、そこに来ていた立地地域の方の一人が語った。「先人達の思いを、もう一度我々若い世代がきちんと理解する必要がある」という言葉を聞いてハッとした。『世代交代』。日本の原子力を支える『無形のインフラ』は、黙っていてそこにあるものではない。維持するための努力をしないと失われかねない。しかも日本の原子力政策の歴史を考えれば、全国の立地地域で世代交代のタイミングを迎えている。『無形のインフラ』の価値を理解すればするほど、それを築くのに費やされた日々と、関係する方々の努力・思いの大きさ・強さを感じざるを得ない。そう簡単に再び築けるものではない。もっともっと立地地域の『人』に向き合い、何が必要なのか、何をすれば良いか、を教えていただき、ともに考えさせていただきながら、全国の立地地域の方々の中にだけある、この『無形のインフラ』を世代を超えて守っていく努力を怠ってはならないと強く感じた。

最後に

全国各地の原子力関連施設の立地地域を回らせていただき、行く先々で、誘致決議からの歴史や、偉大なる先人達の苦労や地域への思いを教えていただいた。また全国各地で日々の生活の中で不安に思うことや、エネルギー政策・原子力政策を進める政府に期待することなども聞かせていただいた。さらに全国の原子力関連施設の立地地域で、日本の原子力政策が、如何に『人』によって支えられているかを肌で感じる機会もいただいた。

皆様にいただいた私の生の経験、その全てが、原子力政策に携わる私にとって何よりの財産である。しっかりと胸に抱きながら、また今日も一行政官として、この国の原子力に向き合っていきたい。

(平成28年12月29日 記)



IAEA 総合規制評価サービス (IRRS) ミッション勧告から見た規制機関の在り方



杉山 憲一郎 (すぎやま・けんいちろう)

北海道大学 名誉教授
日本エネルギー環境教育学会 顧問
元原子力安全委員会 原子炉安全専門審査会
審査委員
専門分野：液体ナトリウム炉の熱流動と安全
性、軽水炉シビアアクシデント事象。

1. 国際的な基準の規制へ移行するために

原子力基本法第二条では、原子力利用は、平和目的に限り、安全の確保を旨として、「民主」的な運営の下に、「自主」的にこれを行うものとし、その成果を「公開」し、進んで国際協力に資するものとする。安全の確保については、確立された「国際的な基準」を踏まえて、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的にする、と謳っている。福島第一原発事故から6年近くが経過したが、我が国の原子力平和利用を巡る混乱は収まらず、基本法に基づく原子力エネルギー政策に深刻な事態が生じている。

混乱の原因の一つは、原子力規制委員会が許認可等の基準として新たに設けた規則・内規に内在する課題に加えて、そのマネジメントシステムにもある。具体的には、安全確保という共通の目的を達成するために必要な事業者を含む利害関係者との信頼できる民主的な対話・情報交換が行われていない。また、規則運用の首尾一貫性/予見可能性は、明瞭で効率的な規制行政のために必要であるが、そのためのマネジメントシステムの構築・公開が行われていない。更に、効率性に貢献する事業者の自主的活動による成果の積極活用も行われていない。

福島第一原発事故の大きな教訓の一つは、日本の規制を国際的な基準の「等級別扱いによる総合的なリスク情報を活用した規制(Integrated Risk-Informed Regulation with Graded Approach)」に構築し直すことである。柔軟性がなく恣意性が入り易い遵守確認型規制の欠点を改善できる。具体的には、安全目標を設定し、規制機関の組織的・人的マネジメントシステムを、IRRS ミッション勧告を踏まえて改善して、規制の信頼性・首尾一貫性と効率性を向上させ、日本の規制行政を国際標準に近づけることである。「等級別扱い」による規制とは、施設又は活動に付随する放射線リスクの大小(潜在的影響度の大小)に釣り合っただけで合理的に行われる規制を言う。第4章の海外の研究開発段階炉の実績で例を紹介する。

これらの観点で、次に IRRS ミッション報告書の「規

制機関の責任と機能」と「規制機関のマネジメントシステム」の分野の三つの勧告を紹介する。

2. 規制機関の在り方に関する勧告

以下に IRRS ミッションの勧告と、その勧告の根拠となる IAEA の全般的な安全要件(GSR)等を列挙する。

勧告 4(規制機関の組織構成と資源分配)：原子力規制委員会は、現在の組織体制の有効性を評価し、適切な横断的プロセスを実施し、年度業務計画の立案に際して利害関係者からの情報収集を強化し、さらに、自らの実績と資源利用を測るツールを開発すべきである。

根拠 (IAEA GSR Part1, 要件 16 の 4.5 項)：規制機関は法律に定められた責務を全うするように、組織を編成しその利用可能な資源を管理する責任を負う。規制機関は、施設及び活動に伴う放射線リスクと釣り合うように資源を等級別扱いに従って配分しなければならない。

勧告 5(規制機関の職員と能力)：原子力規制委員会は、原子力と放射線の安全におけるその規制責任を果たす能力と経験を備えた職員を確保するため、能力の評価、研修プログラムの実施、OJT、内部での職務ローテーション、更に JAEA、大学、研究機関、国際機関、外国機関との安全研究や協力の充実に関する活動をさらに発展させ実施すべきである。

根拠 1(GSR Part1, 要件 18 の 4.11 項)：規制機関は十分な数の能力のある有能なスタッフを確保していなければならない。**根拠 2(GSR Part1, 要件 18 の 4.13 項)：**知識管理の一要素として、規制機関のスタッフに求められる能力とスキルを育成し維持するためのプロセスを確立しなければならない。

勧告 6(マネジメントシステムの実施と文書化)：原子力規制委員会は、所掌業務を遂行するために必要なすべての規制及び支援プロセスに対する統合マネジメントシステムを構築し、文書化し、完全に実施すべきである。マネジメントシステムには等級別扱いを一貫して適用し、文書・製品・記録の管理、及び変更管理などの組織

共通のプロセスを組織内すべてに展開すべきである。改善の機会を特定するために、包括的な方法で原子力規制委員会マネジメントシステムの有効性を監視及び測定するようにすべきである。

根拠1(GSR Part1, 要件19):規制機関は、安全目標と整合し、その目標達成に寄与するマネジメントシステムを確立し、実施し、また、それを評価かつ改善しなければならない。根拠2(GS-R-3の2.4項):組織はそのマネジメントシステムの要求事項を効果的に満たしていることを実証できるようにしなければならない。根拠3(GS-R-3の2.6項):マネジメントシステム要求事項の適用は、以下を考慮することにより、適切な資源を配備するように等級分けされなければならない。a. 各製品又は活動の重要度と複雑さ。b. 各製品又は活動の安全、健康、環境、セキュリティ、品質及び経済性に係る潜在的影響(リスク)の大きさ及び危険性。c. 製品が故障、あるいは活動が間違っ て実行された場合の起こりうる影響度。根拠4(GS-R-3の2.8項):マネジメントシステムの文章には各業務をどのように準備し、レビューし、実施し、記録し、評価し、改善するかを説明するプロセス及び補足する情報の記述を含めなければならない。根拠5(GS-R-3の6.1項):マネジメントシステムの有効性は、意図された結果を達成するためのプロセスの能力を確認し、改善の機会を特定するために、監視・測定されなければならない。

3. 勧告から見た敦賀発電所破砕帯の評価

13年5月に、「敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」は、「破砕帯」は「活断層の可能性が否定できない」として、原発の耐震性上考慮すべき活断層にあたるとした。規制委員会もその評価書を了承した。事業者は、拙速な判断であり、13年6月に提出予定の自主的な追加調査結果も踏まえて判断することを要請したが受け入れられなかった。IAEA GSR Part1, 要件21の4.25項には、規制機関の決定は、適宜、正当性が示されなければならない、とある。規制委員会の対応は、この国際基準から見て問題があり、勧告6が出された例の一つである。

更に13年7月に「活断層等の上に原発を設置できない」とする技術基準を定めたため、信頼できる民主的な情報交換が行われていない状況で、敦賀発電所の2号機廃炉が仄めかされる結果となった。この経緯を見守っていた専門家は、限られた分野のメンバーによる拙速で不合理な審査プロセスであり、規制委員会で信頼できる審査が出来るだろうかと危惧した。また、拙速で不合理な判断であることを知らない国民は、活断層が福島第一事故以前の安全審査では見過ごされていたと受け取った。福島第一事故以前の規制行政にも大きな不信感を持つ結果になった。即ち、福島第一事故以降の混乱を一層加速

させる状況を規制委員会自らが作り出した。

一方、事業者は、外部専門家組織に現地調査と評価を依頼した。この外部組織は、ロイドグループのリスクマネジメント会社を受託組織とする第三者評価委員会と、地層処分分野で世界的に著名な Neil Chapman 英国シェフィールド大学教授をリーダーとする地質関係者の国際評価グループから成っていた。3回にわたる現地調査に加えて、旧原子力安全委員会や旧原子力安全・保安院、規制委員会の調査過程と事業者の自主的調査による最新データも含めて評価を行った。

その結果、「敦賀発電所敷地内の破砕帯が活断層ではないことを示す明白な証拠があり、少なくとも後期更新世以降(12~13万年前以降)活動していない」と結論付け、規制委員会と対極の判断を公開した。更に、14年1月の米国地球物理学連合機関紙で、規制行政では地震学の判断だけでなく、耐震工学、電力などの専門家など幅広い専門家の知見を集めて、より合理的な「リスク評価」も導入して総合的に判断することが重要と指摘した。IRRS ミッションで勧告4・5・6が出る所以である。

4. 等級別扱いの「フェニックス」の発電実績

規制委員会の「もんじゅ勧告」では、等級別扱いが無視されている。研究開発段階炉プロジェクトでは、「等級別扱い」規制は必須条件であり、この条件がなければ、プロジェクトの効率的な前進は有り得ない。

この対極にあるフランスの研究開発段階炉「フェニックス」の等級別扱いによる発電実績を紹介する。「フェニックス」は、1973年8月に初臨界を迎え、翌74年7月には「25万kWeの研究開発段階炉プラント」として産業ベース発電を宣言した。この2か月後の9月から翌75年7月の間に2次系突き合わせ溶接部で3回のナトリウム漏れが検出された。更に、不適切な設計が原因で、翌76年の7月から77年の8月までに3基の中間熱交換器2次系で応力集中による溶接部ナトリウム漏洩が生じた。フランスの研究開発段階炉プラントの初期トラブルである。2次系1ループのトラブルでは放射線リスクは生じないと「等級別扱い」の評価がされ、該当1ループが修復・復帰する間、残りの2ループで2/3出力運転を行い、復帰後に25万kWe運転を続けた。「等級別扱い」規制で、初期トラブルを通して修復・復帰技術を向上させ、プラントの合理的運用と継続発電の実績を積み上げ前進した。「もんじゅ勧告」は、研究開発段階炉に対する規制勧告になっていない。

国内外事業者によるこれらの事例は、勧告4・5・6が求める組織再編、人材確保とマネジメントシステム構築に時間を要する状況でも、「民主・自主・公開と等級別扱い」に基づいて国内外の専門家・組織が協力すれば、規制行政の信頼・効率は大幅に向上することを教えている。

(2016年12月15日記)